

全国森林環境税の実現に関する特別決議

森林は、国民共有のかけがえのない財産であり、将来にわたり森林を守り育てていくことは、地球温暖化の防止のみならず、災害に強い国土の保全、清らかな水資源のかん養など、安心して豊かな国民生活を維持していく上で極めて重要な役割を果たし、都市、地方を問わず広く国民の一人一人が多大な恩恵を受けるものである。そしてその重要な担い手がまさに山林を多く抱える町村である。

しかしながら、町村の森林の現場においては、森林所有者の特定の困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。森林の現場に近く、所有者に最も身近な存在である町村が、こうした課題に主体的かつ積極的に取り組み、森林・林業施策の推進を通して国民の生活を支える重要な役割を十分に果たしていくためには、何よりも、町村の森林整備等に必要な恒久的で安定的な財源の確保・充実が不可欠である。

この喫緊の課題に対処するため、政府・与党は、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に向け、平成30年度税制改正において結論を得ることとしている。

全国森林環境税の創設は、町村の長年の悲願であり、我々は、平成30年度税制改正において確実に全国森林環境税が実現されるよう強く求めるものである。

平成 29 年 11 月 29 日

全国町村長大会